

奈良県告示第二百三十号

平成二十年十月奈良県告示第二百九十二号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月一日から施行する。

平成二十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別紙第一図を次のように改める。

# 別紙第一図

奈良柳生カントリークラブ  
特定猟具使用禁止区域（銃）

生琉里特定猟具使用禁止区域（銃）

ディアパークゴルフクラブ  
特定猟具使用禁止区域（銃）

